

# 居宅介護支援サービス重要事項説明書

<平成27年4月1日から適用>

## 1. 事業者の概要

名 称・法人種類	社会福祉法人 福寿会
代 表 者 名	理事長 田 中 幹 夫
法 人 所 在 地	所在地 富山県南砺市松原678-1 電 話 0763-23-2910 F A X 0763-23-2911

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	ふく満居宅介護支援事業所
所 在 地	富山県南砺市福光1045番地
事業者指定番号	1672100177
通常の事業実施地域	南砺市の旧福光区域

### (2) サービスの相談窓口（従業者の体制）

電 話 番 号	0763-53-0055
窓口相談者	管 理 者 常 勤 1 名（介護支援専門員兼務） 介護支援専門員 常 勤 4 名 非常勤 1 名 （主任介護支援専門員含む）

### (3) サービス提供の時間帯

営 業 日	月曜日～金曜日。但し、祝日及び12月29日～1月3日は休み ます。
営業時間帯	8時30分～17時15分。但し、緊急の場合は時間外で も相談業務を行います。
24時間連絡体制	当事業所の介護支援専門員が輪番制で、携帯電話（080- 6356-2923）により常時連絡可能な体制をとっています。

### (4) 事業の目的

当事業所は、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とします。

## (5) 運営方針

- ①当事業所は、被保険者が要支援及び要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②当事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
- ③当事業所は、被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て総合的かつ効率的に介護計画を提供されるよう配慮し努めます。
- ④当事業所は、「砺波地方介護保険組合」から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、公正、中立、さらに被保険者に対し、正しい調査を行います。
- ⑤当事業所は、利用者又はその家族の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当の偏することのないよう公正、中立に行います。

## 3. サービス内容

### (1) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、居宅サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

### (2) 居宅サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用出来るよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。なお、サービス事業者選定にあたっては、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

### (3) 事業所間の連絡調整

居宅サービス計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

### (4) 相談業務

電話、訪問、来所等をとおして利用者からの相談に適切に対応します。

### (5) 申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続の代行を行います。

### (6) 給付事務

国保連に提出する給付管理票の作成を行います。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により法定代理受理ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。当事業者から発行いたしますサービス提供証明書をお住まいの介護保険窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

#### 居宅介護支援費（Ⅰ）

<取扱件数が介護支援専門員1人当たり40件未満の場合に算定>

要介護1・2	10,420円/月
要介護3・4・5	13,530円/月

#### 居宅介護支援費（Ⅱ）

<取扱件数が介護支援専門員1人当たり40件以上60件未満の場合、40以上の部分に算定>

要介護1・2	5,210円/月
要介護3・4・5	6,770円/月

#### 居宅介護支援費（Ⅲ）

<取扱件数が介護支援専門員1人当たり60件以上の場合、40以上の部分に算定>

要介護1・2	3,130円/月
要介護3・4・5	4,060円/月

### (2) その他加算

加算の対象になる場合は、下記の加算が算定されます。

- ① 中山間部地域等に居住する者へのサービス提供加算 居宅介護支援費に5%加算  
通常の事業実施地域を超えてサービス提供した場合
  
- ② 初回加算 3,000円/月  
新規に居宅サービス計画を作成する利用者や、要介護区分が2段階以上変更になった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合

③ 特定事業所加算

(Ⅰ) 5,000円/月 (Ⅱ) 4,000円/月 (Ⅲ) 3,000円/月  
次の算定要件を満たした場合

特定事業所加算の算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。		○	○
専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。	○		
専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。	○	○	
専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。			○
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	○	○	○
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○
算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4、要介護5である者の占める割合が40/100以上であること。	○		
当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。	○	○	○
地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○		
居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○
利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。	○	○	○
介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○

- ④ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,000円/月  
病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
- ⑤ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,000円/月  
訪問以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
- ⑥ 退院・退所加算 3,000円/回  
退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき3回を限度）
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 3,000円/月  
小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000円/月  
看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
- ⑨ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回（月2回を限度）  
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合

## 5. 秘密保持

- (1) 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により契約者の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

## 6. 苦情の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

苦情対応の窓口責任者	ふく満居宅介護支援事業所 参宮 弘美                      電 話      0763-53-0055 対応時間 平日月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
------------	--

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

市の相談窓口	南砺市地域包括・医療ケア局 地域包括課 長寿介護係 電 話 0763-23-2034 ・ F A X 0763-64-2550 対応時間 平日月曜日から金曜日 8時30分～17時00分
砺波地方介護保険組合	所在地 砺波市栄町7番3号 電 話 0763-34-8333 ・ F A X 0763-34-8334 受付時間 平日月曜日から金曜日 8時30分～17時00分
国民健康保険団体連合会	所在地 富山市下野字豆田995番地の3 電 話 076-431-9833 対応時間 平日月曜日から金曜日 8時30分～17時00分
富山県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 富山市安住町5番21号 電 話 076-432-3280 受付時間 平日月曜日から金曜日 9時00分～16時00分

## 7. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡し、必要な処置を講ずるものとします。

## 8. 緊急時の対応

居宅介護支援の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるものとします。

## 9. 利用者へのお願い

当事業所が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

平成 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<支援事業者>

住 所 富山県南砺市松原678-1

名 称 社会福祉法人 福寿会

代表者名 理事長 田 中 幹 夫 印

(事業所の指定番号 1672100177)

<説明者>

事業所 ふく満 居宅介護支援事業所

氏 名 印

電 話 0763-53-0055

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<契約者>

住 所

氏 名 印